

2 肝炎対策の推進

244億円(236億円)

(1) 肝炎治療及び肝炎ウイルス検査の促進

211億円(205億円)

肝炎患者に対する医療費の助成に要する経費を確保し、その円滑な実施を図るとともに、検査未受検者に対する肝炎ウイルス検査を強力に推進する。

また、治療対象となる者等に対して、早期発見・早期治療に資するための各種支援事業を行う。

(2) 肝炎診療体制の整備と研究基盤の整備等

33億円(32億円)

患者やその家族などに対する相談支援等を行う肝疾患診療連携拠点病院への支援事業等を実施するとともに、肝炎治療実績の大幅な改善に繋がるような肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。また、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行う。

3 新型インフルエンザ等感染症対策と予防接種制度の見直し

158億円(190億円)

(1) 新型インフルエンザ等感染症対策の強化

158億円(190億円)

① 感染症発生動向・情報収集機能の強化

3.1億円(98百万円)

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書の提言を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症の流行状況等を、より一層迅速かつ的確に把握し、いち早く国民に対して情報提供するとともに、的確に予防対策を講じることが可能となるよう、感染症の発生動向の調査や情報収集機能に関連するシステムの強化を図る。

② プレパネミックワクチン原液の買上及び新型インフルエンザワクチンの保管等

15億円(13億円)

新型インフルエンザ対策の一環として、プレパネミックワクチン原液を製造し、買上を行う。また、厚生労働省において備蓄する新型インフルエンザワクチンについて、適切に保管等を行う。

③ 迅速かつ的確な検疫実施のための体制強化

87百万円(1.1億円)

今般発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応を踏まえて改正する「検疫ガイドライン」等に基づき、世界各地で発生している鳥インフルエンザ(H5N1)からの変異が危惧されている新型インフルエンザ(H5N1)などに対応するため、検疫業務研修など検疫所における水際対策の充実強化を図る。

合研究事業により総合的な研究を推進する。

(2)健康危機管理体制の整備 1.6億円(2.2億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域における連携体制の構築等を行うとともに、地域における健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

(3)国際健康危機管理対策の推進 97百万円(1.1億円)

国外での未知の感染症が疑われる事例の調査において、WHO等が編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、分析、情報の還元等を行う。また、国内外で分離される病原体のゲノム情報の解読、その情報のデータベース化及び疫学調査等への利用を推進する。

6 医薬品・医療機器の安全対策の推進等 104億円(107億円)

(1)医薬品・医療機器の安全対策の推進 21億円(10億円)

薬害の発生及び拡大を未然に防止するため、医薬品行政に関わる行政機関の監視・評価を行い、適切な措置を取るよう提言等を行う医薬品等監視・評価組織を運営する。

また、全国5か所の大学病院等が持つ医療情報を網羅的に医薬品等の安全対策に活用することを目的とする1,000万人規模の医療情報データベースの基盤整備を行う。

さらに、国及び医療関係者等と患者とのリスクコミュニケーションを円滑に実施するため、患者会から構成される協議会を運営し、医薬品の適正使用に関する情報の提供手法や情報ニーズを把握する。

(2)医薬品・医療機器の迅速な提供 13億円(16億円)

欧米では承認されているが、わが国では未承認の医薬品又は適応であって、医療上特に必要性が高いものについて、引き続き審査の迅速化を図る。

また、日本発シーズの実用化のため、産学官一体となった取組を進め、大学・ベンチャー等における医薬品・医療機器候補選定の最終段階から治験に至るまでに必要な試験・治験計画策定等に関する薬事戦略相談を実施する。

さらに、新医薬品・医療機器の開発や承認申請の迅速化を図るためのガイドラインの整備を行うとともに、医薬品・医療機器に関する諸外国との規制の調和や整合性を図るための取組を推進する。

(3) フィブリノゲン製剤納入先医療機関に対する訪問調査の実施(新規)

20百万円

C型肝炎ウイルスに感染したおそれがある方への受診勧奨を進めるため、フィブリノゲン製剤を納入した厚生労働省所管の全ての医療機関及び全ての国立大学病院に対し、厚生労働省職員による訪問調査を実施する(平成23年度:159か所)。

7 食の安全・安心の確保

129億円(147億円)

(1) 輸入食品等の安全確保策の強化

104億円(115億円)

検疫所の輸入食品のモニタリング検査について、より細やかな食品群ごとの輸入量、違反率等の分析に基づき必要とされた検体数に対応できる体制整備を行う。また、輸出国における食品安全対策に関し、輸出国の衛生状況等に関する事前調査や計画的な現地査察を実施するとともに、対日輸出食品の生産・製造工程における衛生管理体制も調査する。

また、「日中食品安全推進イニシアチブ」に基づき、日中間で輸出入される食品の安全性向上のため、閣僚級定期協議、実務者レベル協議・調査を行うなど、食品安全分野における交流及び協力を一層推進する。

(2) 残留農薬、食品汚染物質、容器包装等の安全性の確保 11億円(15億円)

① 残留農薬等ポジティブリスト制度及び食品添加物の安全性確認の着実・計画的な推進

9.9億円(14億円)

ポジティブリスト制度(農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度)において、国際基準等を参考に農薬等の基準の見直しを計画的に行い、制度の着実な推進を図るとともに、食品添加物について、新たな毒性試験を活用しつつ、安全性の見直しを計画的に実施する。

② 食品汚染物質にかかる安全性確保の推進

51百万円(28百万円)

食品中の汚染物質対策について、基準設定、低減方策などの安全性確保や国際基準等への対応を図る。

③ 食品用容器包装等の安全性確保の計画的な推進

99百万円(58百万円)

食品用容器包装等に用いられる化学物質の規制について、毒性等の基礎データを収集するなど、国際整合化も勘案しつつ、規制の見直しに向けた調査検討を行うとともに、リサイクル素材等を使用した器具・容器包装等について、ガイドライン作成を進める。